

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」

(令和2年度第1回) 書面審議【議事要旨】

1 開催日時

令和2年7月22日(水) 午後2時00分から午後4時00分まで

2 書面審議の事由

令和2年7月豪雨への災害対応及び新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、対面による会議から書面審議へ変更し検討を行うもの。

3 書面審議参加者(敬称略 五十音順)

座長 吉井 博明

委員 小笠原 雄二、小川 晶、加藤 正樹、佐藤 義信、清水 秀樹(石油連盟)、
清水 秀樹(長野県下伊那郡売木村)、鶴田 俊、沼尾 波子、長谷川 清美、
平野 祐子、松井 晶範、松尾 達宏、三宅 淳巳、森泉 直丈

4 配付資料

資料1-1 開催要綱(案)及び委員名簿

資料1-2-1 令和元年度検討報告の概要(令和元年度 資料5-5 再掲)

資料1-2-2 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討報告書(令和元年度)

資料1-3 令和2年度の検討項目及び進め方

参考資料1-1 議事要旨(令和元年度第5回)

参考資料1-2 規制緩和開始後の導入事例について(全国石油商業組合連合会 提供)

参考資料1-3 売木村における燃料供給体制維持の経緯(長野県下伊那郡売木村 提供)

5 議事

【座長】 議事に先立ち参考資料1-2(全国石油商業組合連合会 提供)及び参考資料1-3(長野県下伊那郡売木村 提供)について、関係する委員から御説明いただきたい。

【委員】 参考資料1-2のとおり。

【委員】 参考資料1-3のとおり。

【委員】 参考資料1-2(全国石油商業組合連合会 提供)に関連して、現在、危険物保安技術協会では可搬式制御機器(タブレット端末等)に係る認証(型式試験確認の実施)について

関係団体とともに調整を進めている。

議事（書面審議）概要については以下のとおり。

- (1) 令和2年度の検討の進め方については、令和元年度抽出の検討課題を、資料1-3「3 今年度の検討の進め方（技術WGを設置して検討する事項の整理）」の整理に基づいて、「令和2年度検討項目」として改めて検討を行っていく。

意見・質疑の概要は以下のとおり。

【委員】 一般論として、給油取扱所等、施設のみリスクに着目するのではなく、施設の設置に伴って生じるであろう地域社会におけるリスクについても考慮する必要があると考える。

【委員】 技術面について専門的な知見を有する識者でWGを設定し、専門的な観点から検討を行う基本的な考え方については異議なし。ただし、規制緩和を通じて、専門的な知見を有しない一般の人々が、危険物の取扱いに関わる場面が増えてくることも十分考えられることから、これまで想定されていたステイクホルダー以外の「素人の登場」を踏まえた検討が必要になると考える。

安全な技術であっても、それをいつ誰がどのような場面で利用するかによって、新たなリスクが発生する可能性もある。そうしたことを踏まえ、どこまでを法制度等で規制をかけるのか、あるいは一人一人の意識や行動に委ねるのか。そうした技術を利用する場面を想定した検討をしっかりと行う必要がある。そこまでの議論を、WGが担うのか、本検討会（親会）で議論するのか、あるいは別途検討の場を設けるのかについて考える必要がある。

また、自然災害の発生状況を見ていると、「想定外」のことが起こっており、過去を前提とした規制で安全性を考えること自体が難しくなっている。こうしたことにも配慮した検討をWGでは行っていただきたい。（特に地上タンク設置の議論については、国土構造を考えると、慎重な検討を望む。）

【事務局】 地域社会におけるリスク（実情）については、主に本検討会（親会）において検討し、施設自体のリスク及び技術的な課題については、主に技術ワーキンググループ（以下「WG」という。）で議論し、本検討会（親会）において承認をいただく形で検討を進めて参りたい。その際、資料等については、専門的な知見のない一般の方の理解も得られるように工夫して取りまとめていきたい。

また、自然災害対策については、本年度別途開催している「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」で検討を行っているところである。給油取扱所における地上タンクの設置については、上記の風水害対策を踏まえ議論して参りたい。

【委員】 各検討項目の過疎地等における市場ニーズの把握と共に、管理や運用の観点といった事業主にとっての普及の課題や可能性についても考慮が必要と考える。また、実態の把握については関係団体からの聴取だけでは困難なものとする。併せて、災害発生時の初期対

応等の考慮も必要と考える。

【事務局】 事業主にとっての普及の課題や可能性についても、先行事例やモデル実証を踏まえるとともに、委員の皆様から御意見をいただきながら検討して参りたい。

(2) 令和2年度各検討項目における検討の進め方及び主な（具体的な）検討事項について

① 危険物と日用品の巡回配送

<検討の進め方>

過疎地域等におけるニーズ等の実態を把握（関係団体からの聴取等により）したうえで、モデル検証を実施し、必要な安全対策について検討

<主な（具体的な）検討事項>

○配送に相当と考えられる危険物の種類・品名（ガソリン・軽油・灯油等）及びその数量について

○配送される日用品等についての具体的な事例等について

意見・質疑の概要は以下のとおり。

【委員】 配送に用いる車両（危険物運搬車両、危険物移送車両、その他）の別について不明確であり、この部分を明らかにして検討することが適当であると考ええる。

また、車両の構造等についての指針も必要と考える。危険物を積載するスペースと日用品等を積載するスペースの区画方法や消火器の積載等についての検討も必要と考える。

これは巡回配送であり、巡回販売は含まないとの理解でよろしいか。

【事務局】 危険物を積載する部分等運搬に関する事項については、現行の技術基準で対応が可能であると考えられるため、本課題においては、主に移送（特にミニローリー）に係る検討を行って参りたい。また、日用品等を積載するスペースのあり方については今後検討していく必要があるものと考えている。

巡回配送と巡回販売については、危険物保安上違いはないと考えられることから、巡回配送と巡回販売を併せ検討していく。

【委員】 過疎地域等における居住者を想定すると高齢者であり、地域の平均年齢が毎年増加すると思われる。当然、認知機能や身体機能が低下、気候等によりその水準が大きく変動することを想定する必要がある。

過疎地域の特性を考えた場合、必要とされる給油量をどの程度満たすかを考慮する必要がある。林業や農業では、給油量の季節変化が大きくなると考えられるので、地域の特性に合った制度となるように配慮する必要がある。

配送に相当と考えられる危険物の種類・品名（ガソリン・軽油・灯油等）及びその数量

については、欧州の実績を基にすると軽油のみとなるのではないかと。量については国毎に異なり、地域ごとに別の規制となっているようである。

【事務局】 いただいた御意見も踏まえ検討していくとともに、関係省庁とも連携し情報収集に努めて参りたい。

② 給油者を限定した給油取扱所における危険物の取扱いや危険物取扱者のあり方

<検討の進め方>

過疎地等におけるニーズ等の実態を把握（関係団体からの聴取等により）したうえで、モデル検証を実施し、必要な安全対策について検討するとともに、地域の燃料供給の担い手の確保方策等についても検討

<主な（具体的な）検討事項>

○過疎地等における給油取扱所において求められるニーズの実態について

○給油を必要とする地域住民をどのようにして、給油取扱所の関係者として認めていくべきか

意見・質疑の概要は以下のとおり。

【委員】 ニーズが高い過疎地では、高齢化が深刻で、要件を緩和したとしても資格をとれる人がいないのではないかと。

【事務局】 検討対象となる状況の具体化をしていく必要があると考えている。

【委員】 給油者を限定した給油取扱所とは「コミュニティが運営する自家用給油取扱所」の様なものとイメージするが、いかがかと。

給油取扱所の関係者として認める要件については、何らかの団体を組織し、そのメンバーとして正式に加入する上で、危険物取扱者の資格の保有だけではなく、例えば、当該給油取扱所における事故（火災、流出など）対応訓練の事前実施を条件にするなどを提案する。

屋外の自家用給油取扱所であれば、予防規程は必要ないものであるが、その場合でも予防規程に準じたものの策定が必要となってくるものとする。

【事務局】 給油者を限定するという意味では、イメージとしては同様である。技術的な整理を行っていく上では、営業用給油取扱所（予防規程有り。）を前提としての検討を考えている。また、関係者として認める要件については、いただいた御意見も踏まえ検討して参りたい。

【委員】 給油者とは、顧客を指すものと推察するが、資料1—3に掲げる検討事項「給油できる者の資格」とは、危険物取扱者の資格に限らず、例えば、一定の教育等を受けた地域住民等が地域のSSに限って給油作業を行うことを認めるという理解でよろしいか。それとも給油者が限定される場合のSS従業員に対しての資格を指すのか。また、「給油者を限定

した給油取扱所」が、セルフかフルサービスか不明であるが、SS側のハード設備（例えば監視設備やインターホン等）の検討は必要ないのか。

【事務局】 現状としては、過疎地に残されるSSについて、新たに大きな設備上の費用負担が困難であるとの観点から、給油者も従業員又は従業員に準じる者として、給油取扱所の関係者として認めていくべきかの議論を行っていきたいと考えている。（議論をした上で、さらに必要があればセルフSS程度の設備を必要とするかについては、今後の議論としたい。）

【委員】 危険物を取り扱う以上、一定要件を満たす者に資格を与えて運用することが必要であるが、資格要件とその適用範囲については、過疎地域に限定したものとすることが可能か要検討である。また、過疎地域において許可することが都市部を含む他地域に波及することが推察できるため、今回の検討会の趣旨を考慮しつつ、地域社会の特性に合わせた実効性のある解決策を見出す必要がある。

【委員】 過疎地においては、消防団による対応も増えると考えられる。団員も高齢や総務省の資料を見ると高齢女性を想定する必要がある。事業者が、主体的に対応する形でないと地域から受け入れられない可能性がある。

石油産業の構造変化に伴い、供給側の競合者の減少し、従来の競争原理によるサービス向上が難しくなっているとも考えられる。

スペインの報告書では、無人給油施設は有人給油施設に比べ、価格競争力を有しているとしている。日本でも同様であれば、周囲の有人給油施設を無人へと転換させることが予想される。

【事務局】 検討の際には安全性を確保しつつ、モデル実証等を踏まえ議論し、また、関係省庁とも連携し情報収集に努めて参りたい。

③ 営業時間外におけるスペース活用の検討

<検討の進め方>

過疎地域等におけるニーズ等の実態を把握（関係団体からの聴取等により）したうえで、モデル検証を実施し、通常業務以外での施設利用や人の出入りに伴い必要となる安全管理策について検討

<主な（具体的な）検討事項>

- 過疎地における給油取扱所において求められるニーズの実態について
- 給油空地等の危険物を取り扱う部分の安全措置について
- スペース活用時の出火・延焼防止上の留意事項について
- 火災等の緊急時の措置、避難及び連絡体制等のあり方について

意見・質疑の概要は以下のとおり。

【委員】 一般の駐車スペースとして活用する場合、人・車両の出入りの管理等については現在、利用されているIoT技術で対応できることは容易に想像でき、安全対策についても、技術の組合せ、又は、既存のシステムの応用で対応が可能ではないかと考える。

また、営業時間外の危険物施設の管理をどの様に実施するかが重要と考える。

【事務局】 いただいた御意見も踏まえ議論を積み重ね検討して参りたい。

【委員】 米国においては地震等災害で信号機が機能しないとき、自主的に個人が交通整理を行う習慣がある。日本において同様のことを行った場合、「権限もなく人の自由を制限した」と反発される恐れが高い。このような国民性を考慮した上で、対応主体を地域住民が受け入れる範囲で限定する必要がある。

【事務局】 給油取扱所の関係者が全く関与しない場合は、御指摘のような問題も考えられる。当該スペースの活用において、最終的な管理責任は給油取扱所が負うとの前提のもと、そのあり方について議論して参りたい。

【委員】 施設の設置される地域の周辺状況も考慮したリスクに関する検討が必要である。

【事務局】 今後の議論の中で、施設の設置される地域の周辺状況も考慮したリスクとして想定されるものがあれば、御指摘をお願いしたい。

④ 地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討

<検討の進め方>

経済産業省のモデル事業と連携し検証を行い、危険要因の抽出や火災シミュレーション等によるリスク分析・評価を行い、必要な安全対策を検討

売木村における取組みは、先行事例の一つとして参考とする。

<主な（具体的な）検討事項>

○過疎地域における簡易タンクのニーズの実態について

○地上タンクのリスクについて

○地震、土砂風水害等の自然災害対策について（地上タンクの流失防止策等）

意見・質疑の概要は以下のとおり。

【委員】 令和元年度抽出検討課題③、⑤、⑩の3つの方策は、関連性が強く、一つのシステムとして安全性の評価を行う必要があるのではないかと考える。特に、洪水や土砂災害、地震時の安全性に配慮すべきであり、WGにおける検討を踏まえて必要な要件を抽出する必要がある。

【事務局】 設置できる地上貯蔵タンクの形態及びそのリスクの抽出及び分析・評価等については、WGにおいてシミュレーションやモデル実証等を基に技術的な議論・検証等を慎重に行い検討して参りたい。

【委員】 「経済産業省のモデル事業と連携し検証を行い、危険要因の抽出や火災シミュレーショ

ン等によるリスク分析・評価を行い、必要な安全対策を検討」とあるが、先行事例の給油取扱所の設置にあたっては「危険要因の抽出やリスク分析・評価等」は、少なからず実施していると思われる。それらについても検証が必要と考える。

また、地上貯蔵タンク（「屋外貯蔵タンク」、「屋内貯蔵タンク」等と考えるがどうか。）におけるリスクについては、上記の「主な検討事項」で示されているが、更に慎重に抽出する必要があると考える。

【事務局】 立地要件や外的要因（外力等）について、どのように考えていくべきか議論する必要があるものとする。

現段階では、風水害における危険性のリスクは外力のうちの一つと認識している。

【委員】 売木村に経済産業省のモデル事業を活用したコンテナ型給油所（地上タンク）を設置し、実証実験において給油を実施した。雨天時の給油において、自動車の給油口から雨滴が入るなどの不都合が生じているため、今後の検討ではキャノピー等の設置についても検討が必要と考える。

【事務局】 設置する際に実施したリスク評価等も考慮し、検討して参りたい。

【委員】 過疎地の現状のみで検討することは、将来の変化に対応できなくなる。新型コロナウイルス感染症により、都市部のような密集状態が、今後維持できないことも想定する必要がある。現在、経済的に成立しなくとも将来は成立する可能性がある。

【事務局】 売木村に経済産業省のモデル事業を活用したコンテナ型給油所（地上タンク）を設置した事例もあることから、過疎地について一定のニーズがあるものと認識している。このため、地上タンクについては、まずは過疎地を対象に議論して参りたい。

【委員】 地上タンク等を設置する給油取扱所（次の⑤「移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所に係る検討」とも共通することでもあるが、）については、セルフSSを始めとする給油取扱所は顧客の車両が自由に往来するため、洪水や土砂災害などの災害時の漏洩リスクは元より、車両事故やテロ行為などからの安全確保にも配慮が必要と考える。

また、簡易タンクについては容量や油種数の制限に関する規制の根拠に配慮した対応と規制緩和が必要と考える。

【事務局】 いただいた御意見も踏まえ様々なリスクを想定し、安全対策について検討して参りたい。

⑤ 移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所に係る検討

<検討の進め方>

経済産業省のモデル事業と連携し検証を行い、危険要因の抽出や火災シミュレーション等によるリスク分析・評価を行い、必要な安全対策を検討

<主な（具体的な）検討事項>

- 過疎地域における当該給油取扱所のニーズについて
- 当該給油取扱所のリスクについて
- 当該給油取扱所の事故（流出・火災）対策について

意見・質疑の概要は以下のとおり。

- 【委員】 過疎地における地域住民は、現在、遠出の買い物の中で給油を行っている可能性が高く、エネルギー（石油製品）のみの現地販売としても、その利用頻度は低いものと考えられ、その意味で、平常時のニーズはあまり大きくはないものの、災害時に活用できる点には注目できる。災害時の活用上のリスクについての検討も必要と考える。
- 【事務局】 御指摘のとおり災害時の活用のあり方についても議論して参りたい。
- 【委員】 資料1-3のとおり、本課題については、上記「④地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討」との連携が重要と考える。その中で、「車両衝突防止」、「流出拡大防止」などの共通事項について、同様の対応とすべきか、それとも、それぞれ個別の対応とすべきかについての判断等も必要と考える。
- 【事務局】 共通するリスクについては併せて検討し、議論の効率化を図りたい。その上で個別の対応が必要と判断するものについては、個々に対応していくことも考えられる。
- 【委員】 法的要求事項の整理、技術的な検討に基づき、方向性を検討する必要がある。
- 【事務局】 WGにおいてシミュレーションやモデル実証等を基に技術的な議論・検証等を慎重に行い検討して参りたい。
- 【委員】 現在の車両の多くが燃費向上のために減速が可逆過程に近い電気系を装備している。このような車両が水没した場合の車両火災の危険性等についても考慮すべき。
- 【委員】 移動タンクからの直接注油については現行の仕組みへの追加対応の要否とそのコスト感（作業の簡便化と共に安全性の確保、そのコスト感）への考慮も必要と考える。
- 【事務局】 いただいた御意見も踏まえ、様々なリスクを想定し、WGにおいて技術的な議論・検証を行い、対応及び安全対策等について検討して参りたい。

⑥ AIによる給油許可を認める場合の必要条件及びシステム評価監視支援

<検討の進め方>

技術動向や関係省庁における検討状況を注視しつつ、AI等を活用した評価方法を検討

<主な（具体的な）検討事項>

- AIによる給油許可を認める場合の必要条件及びシステムの評価（AIに任せるべき部分・人が介在しなければならない部分、現在のAIの技術（段階）、過疎地等におけるAI等技術の活用が期待できる分野等について）
- 火災等災害発生時の応急体制のあり方について

意見・質疑の概要は以下のとおり。

【委員】 技術的な安全を基に、国民の安心、社会受容性の検討が必要である。一方、いかなる活動にもゼロリスクは無いことから、社会の動向も考慮した議論が必要である。

【委員】 AIの精度向上が強く求められる。精度向上のための戦略を具体的に検討する必要があるのではないか。

【委員】 AIに関しては、AIを活用して行うことについて、明確化する必要があると考える。将来的に遠隔監視等による無人化を可能とするか否かによって、検討内容が変わってしまうのではないかと。また、AIによる画像解析も万能ではなく、現行の人による監視等との能力の比較やAIの優位性への配慮も必要と考える。

また、現時点では、人による監視を前提とする検討に賛成であるが、経済産業省が所管する水素スタンドにおいては、既に遠隔監視による無人化セルフSSの検証が行われており、本検討会の背景として、過疎地域の人手不足や採算性の確保を課題とするならば、人による監視を前提とする検討では、なかなか理解が得られないものとする。AI監視の程度や進展度合いにもよるが、将来的には無人化SSのニーズを念頭とした検証が合理的ではないかと。

【委員】 インターネットは災害等の最悪時には機能しない可能性が考えられる。停電が継続し、監視機能が失われてしまう場合などについて、どのような対応となるのか。

また、災害によって大きく環境が変化したとき、AIはどのように判断し、地域社会がその結果をどのように受け入れるかについて検討されているか伺いたい。

【事務局】 AIで何を行うか等その具体について、現在、十分に明らかにできていないため、AIで何をするのかについて「見える化」を行っていくことが第一に必要と考えている。まずは、AIの現状や当面の目指すべきビジョンについて整理し、御指摘について今後より深い議論ができるよう努めて参りたい。技術的な部分はWGにおいて、また、国民への説明の観点からは親会においてそれぞれ議論を深めていけるよう努めて参りたい。併せて、AIの信頼性評価についての考え方を経済産業省とも共有し、取り入れていきたい。

遠隔監視による無人化については、水素とガソリン等の危険物（油）では、物質の性質及び漏えい時等における人的対応の必要性などにおいて相違があるため、現在のところ、ガソリン等危険物（油）については、水素と異なり、人の対応（介在）が必要と認識している。また、水素自動車との車両構造の違いも含めて考えていく必要があり、火災時には自動消火設備の設置等についても言及する必要もあると考えている。

【委員】 AIによる給油許可を認める場合の必要条件に関しては、AIによる給油を可能と判断する条件として、車体の状態、車体の近距離の状態、SS全体の状態等について、また、給油を許可する「人」の条件としては、本人確認、利用券種（カード）確認等について、

それぞれ更なる詳細部分の明確化が必要であると考え。 (※一般的な給油ステーション利用の条件に+αの条件を付加するか否かについても要検討。)

「火災発生時の応急体制のあり方について」は、危険物の取扱いで最も重視すべき事項であり、より具体的な体制や環境（運営環境）を考慮した中での「A Iの利用シーンを想定する必要がある。」と考える。

【事務局】 災害時等については、人による対応が必須であるとの認識の基、人がより迅速、的確に災害対応できるよう支援するものとしてA Iに期待する。また、完全無人化となる場合には、本人確認等解決すべきいくつかの課題があるものと認識している。

⑦ 屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和

<検討の進め方>

キャノピー面積の増加に伴う可燃性蒸気の滞留危険性や火災時の周辺への熱影響をシミュレーション等によるリスク分析・評価を行うとともに、上階に他の用途に供する部分が存する場合の影響を考慮して検討

<主な（具体的な）検討事項>

- 可燃性蒸気の滞留状況の評価について
- 緩和した場合の火災発生時の延焼拡大について
- 火災発生時の避難困難性について

意見・質疑の概要は以下のとおり。

【委員】 スーパーコンピュータ等を使い、シミュレーションをする必要があるが、しっかりした共同研究体制を組まないと実現が難しいのではないかと。

【委員】 「上屋等(キャノピー等)の面積が1/3を超えるもの」と「上階に他用途部分が存するもの」とを区別して検討する必要があると考える。過疎地域を考えると「上階他用途について」の検討の必要性については疑問である。ただ、(過疎地域等において)給油取扱所を含めた、複合施設としての利用を考えた場合、現行では上階には、消防法施行令別表第一(六)の用途の部分は設置できず、様々な意味でネックになっていると思われるため、検討することもやぶさかではないものとする。

【委員】 現行法規制の考え方、根拠を整理したうえで、現在の技術レベルにて安全が担保できるかどうかの検討を行う必要がある。

【委員】 キャノピー上階の有無により条件を分けての検討が必要と考える。

【事務局】 スーパーコンピュータによるシミュレーションも必要と考えるが、これまでのSSにおける火災シミュレーション等の先行研究を踏まえ、まずは、「上屋等(キャノピー等)の面積が1/3を超えるもの」について、WGにおいて、火災シミュレーション等を活用し、

危険性の評価、調査・分析し、安全性の評価を十分に検討した上で、技術的な議論を重ね、十分に安全を担保したい。

【委員】 キャンopiesが、気象条件に対応するものであることから想定する営業条件下で考える必要がある。

【事務局】 いただいた御意見も踏まえ火災シミュレーションにおけるパラメーター等の条件の設定に反映していきたい。

(3) その他、本検討会全般に係る意見について

意見・質疑の概要は以下のとおり。

【委員】 本検討会は、過疎地域等における給油取扱所に限定したものであると認識しているが、昨年度のタブレット端末の給油許可や屋外の物品販売の検討においては、全ての給油取扱所を対象に措置が図られた。過疎地における規制緩和を検討するのであれば、「安全対策のあり方」としての安全基準のハードルの高さが変わるものとするが、過疎地域等の定義が曖昧では、市街地に存するSSまでを含めて検討せざるを得なくなる。規制緩和を適用するに当たって過疎地域に限定する必要があるのではないか。

【委員】 本検討における過疎地域等の定義については、過疎地域自立促進特別措置法第2条に定める過疎地域なのか、それとも経済産業省関係で定めるSS過疎の地域なのか、両方なのか。

「地域の燃料供給インフラの維持に係る各方策」（既存の給油取扱所の事業継続に係る各方策を除く）については、検討結果にもとづき、過疎地域等のみに適用されるのか。

検討後の措置については、昨年度のタブレットや屋外での物品販売の件と同様に省令改正で対応するのか、それとも1件ごとに危政令第23条を適用するのか。

【事務局】 昨年度の検討においても説明させていただいているところではあるが、資料1-3で示した「地域の燃料供給インフラの維持に係る各方策」については主に過疎地域を前提とした検討を行っており、また、「既存の給油取扱所の事業継続に係る各方策」については、過疎地域に主眼をおきつつも、国内のSS全体に拡大して対応できる区分として考えている。議論においては、こうした対象の違いについて、誤解のないよう説明して参りたい。

過疎地域等の定義については、検討の結果に応じて、過疎地域の具体的な範囲について考慮していくべきものとする。

検討後の措置については、法令改正又は通知等適切な手段を用いて対応していく予定としており、できる限り、個別の案件ごとに危政令第23条を適用することとならないよう配慮し対応して参りたい。

以上